

議案第 34 号

甲府市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

甲府市特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和 28 年 5 月条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 2 項を次のように改める。

- 2 特別職の職員が退職した場合において、当該職員が退職の日又はその翌日に再び当該特別職の職員となったときは、退職することなく引き続いて在職したものとみなして、前項の規定を適用する。

第 1 条の 2 に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、当該特別職の職員から当該退職に係る退職手当の支給の申出があったときは、これを支給することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特別職の職員の退職手当の支給方法に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。